

ご注意ください

入れない・捨てない・拡げない「特定外来生物」

ナガエツルノゲイトウ



現在の場所ではないところに植えたり、移動させると外来生物法に違反します。法律では、栽培、保管、運搬、野外への放逐などの行為が禁止されています。違反した場合は、懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金（個人）、1億円以下の罰金（法人）が課せられます。



ナガエツルノゲイトウ

双子葉類 ヒユ科 ツルノゲイトウ属

原産地：南アメリカ

茎には「節」があり、そこから根や芽が出て増える。茎の長さは1mを超え、水面をマット状に広がる。茎や根の断片が靴の裏などにつき移動先で増えることがある。

葉はだ円形で、ふちに細かいギザギザがある。



花は白く、シロツメクサに似た球状となる。種子はできない。



茎は柔らかく赤みがあり、中空（ストロー状）で、水に浮く。



! 増えるとこの様な悪影響がでます **注意**

イネに覆いかぶさり
収量、品質を低下
させる



水路や揚水ポンプなど
水利施設を詰まらせる



在来の水辺の植物の
生育環境を奪う



兵庫県東播磨地域では、 特定外来生物 ナガエツルノゲイトウ の駆除活動を行っています。



活動への参加方法など詳しい内容は

いなみ野ため池ミュージアム



見分け方（葉っぱのかたち）



小さな葉（陸上）



小さな葉（水面）



成長した大きな葉



柄がない葉が向かい合い2枚出る

駆除する（とりのぞく）ときに気をつけること

※ 駆除作業は専門家指導の下、実施してください。



ふし
節

←芽

←根



根から出芽↓

↑根（主根）

小さな断片でも節や根が残った場合、そこから新たな根と芽が出て成長します。必ず根はしっかり最後まで取り、小さな断片まで残さず回収袋に入れ、落としたりしないでください。

水路など下流に流すと生育地が広がります。



↑遮光シート

全てを引き抜くことはほぼ不可能なので、可能な範囲で除草した後、遮光率100%の遮光シートを隙間（ゴム製の利水シート）なく被せ、枯死するのを待ちます。

ナガエツルノゲイトウのような植物をみかけたら……

すぐに各市町・県民局担当までご連絡ください。

明石市（環境総務課）、加古川市（農林水産課）、高砂市（治水対策課）

稲美町（産業課）、播磨町（住民グループ）

東播磨県民局（地域振興室県民課）、いなみ野ため池ミュージアム運営協議会

❗ やってはいけないこと ❗

罰則あり

ため池や川に移動させてはダメ。



釣りのポイントを作るためなどの目的で、自分勝手に植物を植えると、ため池や川の環境が破壊されます。

服、くつ、道具、タイヤなどに茎や根がついていたら分布が拡がるのでダメ。しっかり確認しましょう。持ち出してはダメ。



田んぼで見つけてもすきこんではダメ。

耕耘すると爆発的に増えます。



田んぼや畦畔に入るとイネの生育不良や草刈手間の増加につながります。